



保全レター 四国

四国地方整備局営繕部 保全指導・監督室

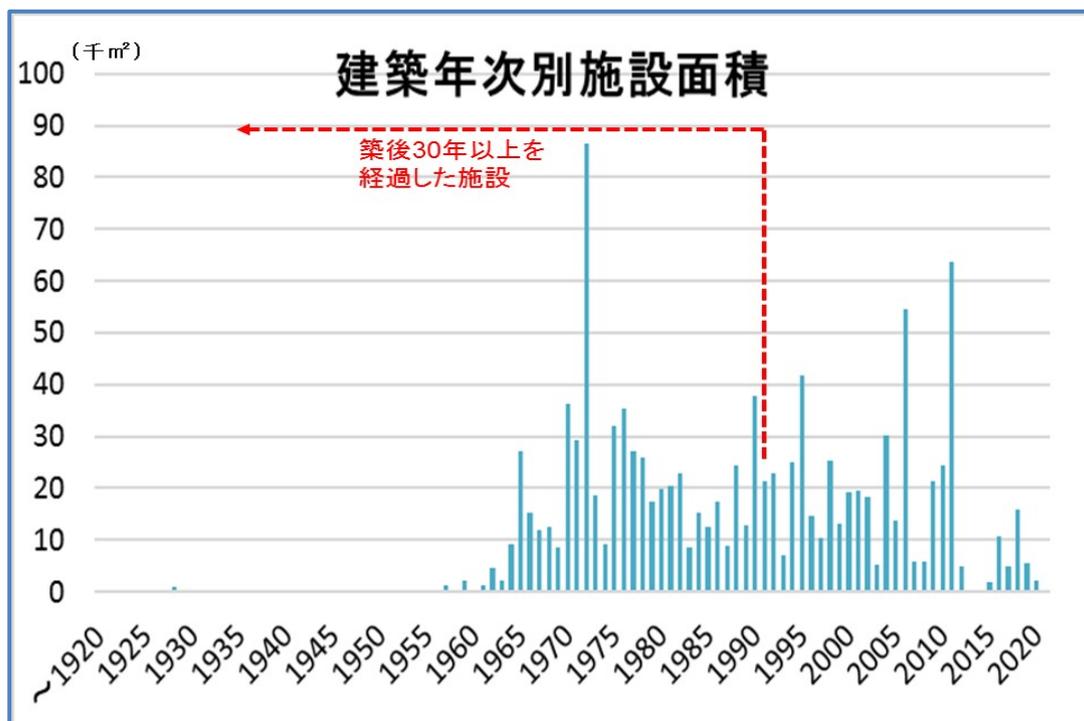
もくじ

1. 令和3年度の保全実態調査の結果を報告します
2. 個別施設計画のフォローアップを行います
3. 「保全レター四国」バックナンバーを見やすくしました

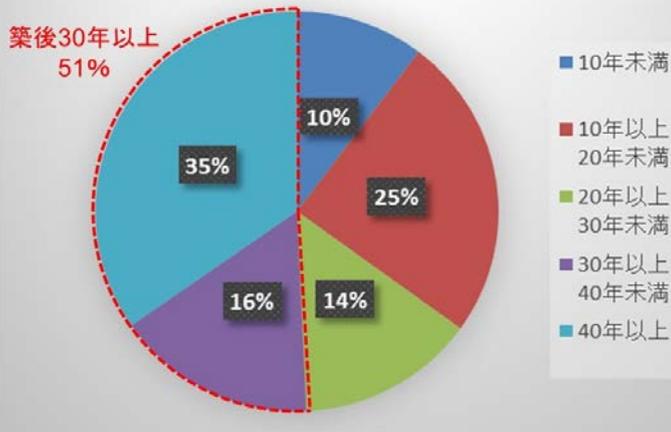
1. 令和3年度の保全実態調査の結果を報告します

各省各庁の施設保全をご担当の皆様には、コロナ感染症対策等でお忙しい中、5月から8月にかけて実施した令和3年度の保全実態調査(BIMMS-Nによる入力)にご協力いただき、ありがとうございました。今回の同調査の結果について報告します。

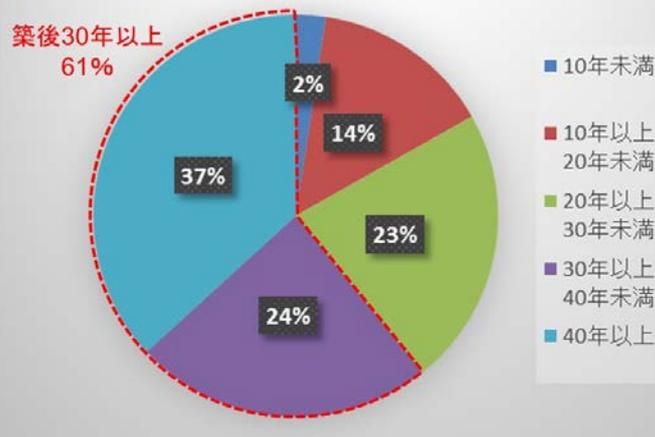
令和3年度保全実態調査における四国地方整備局管内の調査施設数は741施設、総延べ面積は約87万㎡でした。延べ面積では築後30年以上を経過した施設の割合が庁舎等は全体の約51%、宿舎では約61%を占めています。今後も大規模修繕や設備機器の更新時期を迎える施設がこれまで以上に増える見込みで、施設の長寿命化が重要な課題となっています。



経年別延べ面積割合(庁舎等)



経年別延べ面積割合(宿舎)



調査の結果、小規模施設、無人施設、借用及び貸付施設を除いた四国管内施設の評価の結果は保全状況(「保全の体制、計画、記録」、「点検の実施」、「施設の状況」)の総評点が80以上で「良好」とされた庁舎等がこれまで毎年調査を実施した中で初めて100%となりました。また、宿舎では99.48%となっています。

引き続きご担当の皆様の方におかれましては、「保全状況の良好」な施設の維持をお願いします。

区分		庁舎等					宿舎				
		(全体)	「A:良好」 された 施設	「B:概ね良 好」 とされた 施設	「C:「要努 力」 とされた 施設	「D:要改 善」 とされた 施設	(全体)	「A:良好」 された 施設	「B:概ね良 好」 とされた 施設	「C:「要努 力」 とされた 施設	「D:要改 善」 とされた 施設
			総評点が 80点以上	総評点が 60点以上 80点未満	総評点が 40点以上 60点未満	総評点が 40点未満		総評点が 80点以上	総評点が 60点以上 80点未満	総評点が 40点以上 60点未満	総評点が 40点未満
全施設	該当 施設数	311	311	0	0	0	192	191	1	0	0
	該当 施設数 (割合)		100.00%	0.00%	0.00%	0.00%		99.48%	0.52%	0.00%	0.00%

なお、全国の調査結果をまとめた「国家機関の建築物等の保全の現況」は来年の3月頃に国土交通省官庁営繕部のホームページで公表される予定となっています。

2. 個別施設計画のフォローアップを行います

前回の「保全レター四国 夏号」でお知らせしましたが、インフラ長寿命化計画の第2次策定（令和3～7年度）がされています。

これに伴い「個別施設計画」に関するフォローアップの調査内容が変わり、従前の「個別施設計画」の「策定」の有無の確認から「策定」及び「更新」の有無も調査対象となります。

「個別施設計画」は毎年度更新事項があるかを「確認」し、更新事項があった場合は「見直し」を行い「中長期保全計画」は5年以内毎に「見直し」を行うこととなっております。各省各庁の施設保全をご担当の皆様におかれましては個別実計画の策定及び充実を図り、メンテナンスサイクルの構築をお願いします。なお、調査は保全実態調査(BIMMS-Nによる入力)で行います。

令和3年度までの調査内容

▼個別施設計画の「策定」に関する調査内容

中長期保全計画の作成	作成	一部作成	未作成
点検及び確認結果の記録	記録活用	一部記録	未記録
修繕履歴の作成	作成	一部作成	未作成

・3つの項目が全て「作成、記録活用」又は「一部作成、一部記録」となった場合（青枠内）を、個別施設計画の「策定」とする。

令和4年度以降における調査内容のイメージ

▼個別施設計画の「策定」に関する調査内容

（当該年度より追加された施設及び前年度フォローアップまでに未策定の施設について、回答を行う。）

中長期保全計画の作成	作成	左記以外
点検及び確認結果の記録	記録活用	左記以外
修繕履歴の作成	作成	左記以外

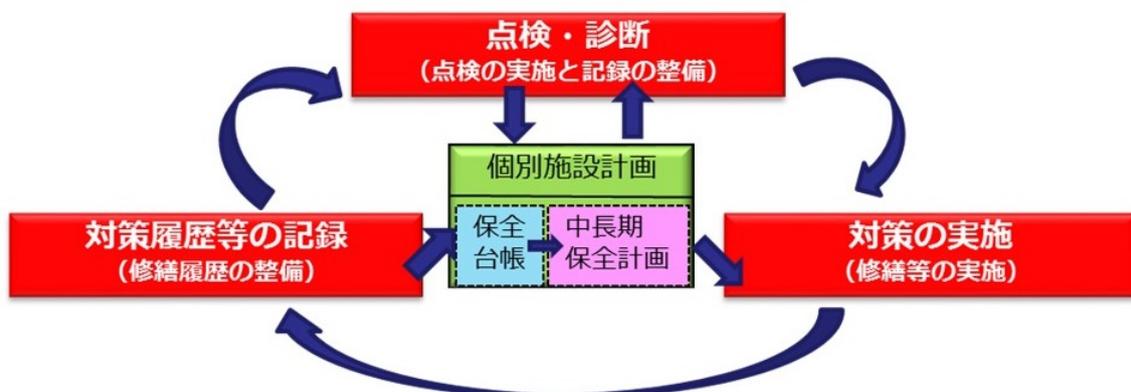
・個別施設計画の「策定」に関する調査内容の選択肢を改定し、令和3年度までの「一部作成、一部記録」は、令和4年度より「作成、記録活用」に一元化する。
・3つの項目が全て「作成、記録活用」となった場合（青枠内）を、個別施設計画の「策定」とする。

▼個別施設計画の「更新」に関する調査内容

（前年度フォローアップまでに策定済みの施設について、回答を行う。）

中長期保全計画の更新	確認又は見直し	左記以外
点検及び確認結果の更新	確認又は見直し	左記以外
修繕履歴の更新	確認又は見直し	左記以外

・個別施設計画の「更新」に関する調査内容を新規追加する。
・3つの各項目に関し、個別施設計画の更新があるかについて毎年度「確認」作業を行い、更新事項があった場合に「見直し」（修正）作業を行う（「確認又は見直し」）。
・3つの項目が全て「確認又は見直し」となった場合（青枠内）を、個別施設計画の「更新」とする。



メンテナンスサイクルのイメージ図

